

1 0 年 保 存
機 密 性 1
平成 26 年 12 月 22 日から 平成 36 年 12 月 21 日まで

基 発 1 2 2 2 第 2 号
平 成 2 6 年 1 2 月 2 2 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

長時間労働が行われている事業場に対する監督指導の徹底について

働き過ぎ防止のための取組強化については、「『日本再興戦略』改訂2014—未来への挑戦—」（平成26年6月24日閣議決定）に盛り込まれる一方、過労死等防止対策推進法（平成26年法律第100号）が本年11月1日に施行され、長時間労働に対する対策の強化が喫緊の課題とされているところである。

このような状況の中、本年9月30日に厚生労働大臣を本部長とする「長時間労働削減推進本部」を設置し、長時間労働対策について、省をあげて取り組んでいるところである。

特に、監督業務については、同本部の下に設置された「過重労働等撲滅チーム」の検討結果を踏まえ、平成27年以降の新たな取組等を行っていくこととしているが、このうち、平成27年から、下記の事業場に対する監督指導の徹底を図ることとしたので、効果的かつ積極的に対応されたい。

記

- 1 各種情報から時間外労働時間数が1か月当たり100時間を超えていると考えられる事業場
- 2 長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場